



島根県報

平成19年 3月30日 (金)

号外 第 52 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

行政権限委任規則の一部を改正する規則

(人 事 課)

公布された条例等のあらまし

行政権限委任規則の一部を改正する規則 (規則第46号)

1 規則の概要

- (1) 平成19年度組織改正に伴う規定の整備
- (2) 知事に属する次の権限を新たに地方機関の長に委任することとした。

ア 道路法に基づく次の権限

㊦ 道路に道路の区域内の地面に設ける自転車、道路運送車両法に規定する原動機付自転車又は小型自動車若しくは軽自動車で二輪のもの (いずれも側車付きのものを除く。) を駐車させるため必要な車輪止めその他の器具を設ける場合の道路の占用の許可をすること。

イ 電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づく次の権限

- ㊦ 電線共同溝を整備すべき道路として指定しようとするときに、あらかじめ意見を聴くこと。
- ㊧ 電線共同溝整備計画を定めようとするときに、電線共同溝の占用の許可を申請した者の意見を聴くこと。
- ㊨ 電線共同溝管理規程を定めようとするときに、電線共同溝を占有する者の意見を聴くこと。

ウ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく次の権限

- ㊦ 苦情の申出を受理し、処理の結果を苦情の申出をした者に通知すること。
- ㊧ 結核患者の届出の通知をすること。

エ 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律に基づく次の権限

- ㊦ 書面の交付等に係る規定を遵守すべき旨の勧告をすること。
- ㊧ 引取証明書に係る規定を遵守すべき旨の勧告をすること。

オ 宍道湖流域下水道管理事務所に係る各種法律等に基づく次の権限

- ㊦ 道路法に基づき占用の許可を申請すること。
- ㊧ 道路法に基づき占用の許可の変更を申請すること。
- ㊨ 電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき占用の許可を申請すること。
- ㊩ 河川法に基づき占用の許可を申請すること。
- ㊪ 河川法に基づき工作物の新築等の許可を申請すること。

(3) その他所要の改正

2 施行期日

平成19年 4月 1日から施行することとした。

規 則

行政権限委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第46号

行政権限委任規則の一部を改正する規則

行政権限委任規則（昭和31年島根県規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表支庁の部島根県内水面漁業調整規則の項第1号中「漁場」の次に「又は漁具」を加え、同部道路法の項第4号アに次のように加える。

（ウ）道路の区域内の地面に設ける自転車、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に規定する原動機付自転車又は小型自動車若しくは軽自動車で二輪のもの（いずれも側車付きのものを除く。）を駐車させるため必要な車輪止めその他の器具

別表支庁の部電線共同溝の整備等に関する特別措置法の項中第10号を第13号とし、第7号から第9号までを3号ずつ繰り下げ、第6号を第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

9 第18条の規定により、電線共同溝を占有する者の意見を聴くこと。

別表支庁の部電線共同溝の整備等に関する特別措置法の項中第5号を第7号とし、第1号から第4号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の前に次の2号を加える。

1 第3条第2項の規定により、あらかじめ意見を聴くこと。

2 第5条第2項の規定により、電線共同溝の占有の許可を申請した者の意見を聴くこと。

別表県立大学の部から看護短期大学の部までを削る。

別表保健所の部結核予防法の項を削り、同部感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の項第6号及び第7号中「第26条」の次に「及び第26条の2」を加え、同項中第22号を第23号とし、第10号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

10 法第24条の2第1項及び第2項の規定による苦情の申出の受理並びに同条第3項の規定による苦情の処理結果の通知

別表保健所の部感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の項に次の1号を加える。

24 第53条の10の規定による結核患者の届出の通知

別表保健所の部特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の項第1号中「引取り又は引渡し」を「回収の委託、引渡し、引取り又は確認及び説明」に改め、同項第6号を同項第8号とし、同項第5号中「フロン類の」の次に「引渡し又は」を加え、同号を同項第7号とし、同項第4号中「第24条第3項」を「第24条第5項」に改め、同号を同項第6号とし、同項第3号中「第24条第2項」を「第24条第4項」に、「引取り又は引渡し」を「回収の委託、引渡し又は引取り」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号中「第24条第1項」を「第24条第3項」に改め、同号を同項第4号とし、同項第1号の次に次の2号を加える。

2 第24条第1項の規定により、書面の交付等に係る規定を遵守すべき旨を勧告すること。

3 第24条第2項の規定により、引取証明書に係る規定を遵守すべき旨を勧告すること。

別表水産事務所の部島根県内水面漁業調整規則の項第1号中「漁場標識設置」を「漁場又は漁具の標識の設置」に改める。

別表県土整備事務所の部道路法の項第4号アに次のように加える。

（ウ）道路の区域内の地面に設ける自転車、道路運送車両法に規定する原動機付自転車又は小型自動車若しくは軽自動車で二輪のもの（いずれも側車付きのものを除く。）を駐車させるため必要な車輪止めその他の器具

別表県土整備事務所の部電線共同溝の整備等に関する特別措置法の項中第10号を第13号とし、第7号から第9号までを

3号ずつ繰り下げ、第6号を第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

9 第18条の規定により、電線共同溝を占有する者の意見を聴くこと。

別表県土整備事務所の部電線共同溝の整備等に関する特別措置法の項中第5号を第7号とし、第1号から第4号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の前に次の2号を加える。

1 第3条第2項の規定により、あらかじめ意見を聴くこと。

2 第5条第2項の規定により、電線共同溝の占有の許可を申請した者の意見を聴くこと。

別表宍道湖流域下水道管理事務所の部に次のように加える。

道路法

1 第32条第2項の規定により、占有の許可を申請すること。

2 第32条第3項の規定により、占有の許可の変更を申請すること。

電線共同溝の整備等に関する特別措置法

1 第4条第1項の規定により、占有の許可を申請すること。

河川法

1 第24条の規定により、占有の許可を申請すること。

2 第26条第1項の規定により、工作物の新築等の許可を申請すること。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

